

国民年金の届出 こんなときには届出が必要です!

●問合先 土浦年金事務所 ☎029-824-7121 市役所国保年金課 年金G 内線105、106

就職や転職、結婚、退職などの際は、国民年金の届出がその都度必要となります。届出を忘れると、将来受け取る年金額が減ったり、受け取れない場合もあります。届出は忘れず行いましょう。

届出の内容により、届出先が異なります。また手続きには、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合がありますので、事前に届出先にご確認ください。

●加入や種別変更などの届出

区分	こんなとき	被保険者の種別	届出先
20歳になった方	学生、自営業、自由業、無職などのとき	第1号	市役所
	厚生年金や共済組合等に加入している配偶者に扶養されているとき	第3号	配偶者の勤務先
現在、第1号被保険者 ※1	就職して厚生年金や共済組合等に加入したとき	第1号→第2号	勤務先
	厚生年金や共済組合等に加入している配偶者の扶養になったとき	第1号→第3号	配偶者の勤務先
現在、第2号被保険者 ※2	厚生年金や共済組合等に加入している会社を退職したとき	第2号→第1号	市役所
	退職して厚生年金や共済組合等に加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第2号→第3号	配偶者の勤務先
現在、第3号被保険者 ※3	配偶者が厚生年金や共済組合等に加入している会社を退職したとき	第3号→第1号	市役所
	配偶者の扶養からはずれたとき (収入増や離婚など)		
	就職して厚生年金や共済組合等に加入したとき	第3号→第2号	勤務先

●氏名や住所変更などの届出

区分	こんなとき	届出先
現在、第1号被保険者 ※1	住所・氏名が変わったとき	市役所
	年金手帳をなくしたとき	市役所または年金事務所
	納付書を紛失したとき	年金事務所
	口座振替の申込み(変更)をしたいとき	金融機関または年金事務所
	クレジットカード納付(変更)をしたいとき	市役所または年金事務所
現在、第2号被保険者 ※2	住所・氏名が変わったとき	勤務先
	年金手帳をなくしたとき	勤務先または年金事務所
現在、第3号被保険者 ※3	住所・氏名が変わったとき	配偶者の勤務先
	年金手帳をなくしたとき	配偶者の勤務先または年金事務所

※1 20歳以上60歳未満の方で学生・自営業・無職など第2号・第3号に該当されない方

※2 厚生年金の加入者(会社員)、共済組合の組合員(公務員)

※3 厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)

専業主婦(夫)の年金が改正されました

平成25年7月1日から専業主婦(※)の年金が改正され、会社員の夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたため、保険料が未納となっている主婦が手続きをすることにより、年金を受け取れるようになる場合があります。

夫が会社を退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更届)をして保険料を納めなくてはなりません。この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続きをすることにより「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

(※)妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様

詳しくは、**国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)** または **お近くの年金事務所へお問い合わせください。**